別記第３の１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の統括（防火・防災）管理者

の選任に係る一任状況について

伊丹市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に存する

　　　　　 の各管理権原者（以下「一任者」という。）は、当該

（対象物・建築物その他の工作物）の統括（防火・防災）管理者の選任又は解任に関する全て

を、　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受任者」という。）に委任するもの。

　一任者は、消防法施行規則（第３条の３・第５１条の１１において読み替えて準用する第３条の

３）に定めるところにより、受任者の選任する統括（防火・防災）管理者に対し、一任者に存す

る権限のうち、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管

理上必要な業務を遂行するために必要な権限を付与するとともに、当該選任統括（防火・防災）管

理者に対し、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理

上必要な業務の内容、及び当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の位置、構造及び設備の

状況その他当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上

必要な事項についての説明を行うものとする。

　受任者は、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の統括（防火・防災）管理者を選任する

ときは、その者に上記の一任者による説明を受けさせるとともに、これらについて知識を有する者

から、統括（防火・防災）管理者を選任するものとする。

　一任者は、受任者の選任した統括（防火・防災）管理者の作成する当該（防火対象物・建築物そ

の他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理に係る消防計画を確認し、消防法（第８条第

１項・第３６条第１項において読み替えて準用する第８条第１項）の規定により選任する（防火・

防災）管理者の作成する（防火・防災）管理に係る消防計画の内容を適合させるものとする。

受任者は、選任する統括（防火・防災）管理者が、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）

の全体についての（防火・防災）管理に係る消防計画を作成する際は、一任者の確認を受けさせる

ものとする。

受任者 一任者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　別添「統括（防火・防災）管理者の選任

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　又は解任に係る一任者一覧」による。

※該当しない箇所は消して使用すること。